

安全保障理事会

配布：一般

2012年7月19日

原文：英語

フランス、ドイツ、ポルトガル、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国およびアメリカ合衆国：  
決議案

安全保障理事会は、

安保理決議 2043 (2012) および 2042 (2012) 並びに 2011 年 8 月 3 日、2012 年 3 月 21 日および 2012 年 4 月 5 日の安保理議長声明を想起し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全並びに憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

決議 2042 (2012) に添付された、特使の六項目案全体の完全な実施を確実にすることを目的とした、2012 年 2 月 16 日の総会決議 A/RES/66/253 およびアラブ連盟の関連する諸決議に続く、国際連合とアラブ連盟の合同特使、コフィー・アナンおよび彼の活動に対する安保理の支援もまた再確認し、

人口密集地における、戦車やヘリコプターからの無差別砲撃を含む、シリア当局の重火器の使用および決議 2043(2012)の第 2 項に反してその部隊と重火器をその兵舎まで引き上げないことを非難し、

武装反政府勢力によるものを含む、あらゆる形態での武力を用いた暴力を非難し、また暴力が引き続き拡大していることに重大な懸念を表明し、そしてシリアにおける数多くの国民の死に安保理の深い哀悼の念を表明し、

シリア当局による継続している広範な人権侵害並びに武装反政府勢力によるあらゆる人権侵害を非難し、またそれらに責任を有する者が責任をとられるものとするを想起し、

そのうちの幾つかは良く組織されたテロ集団の存在を示している、状況をより複雑且つひどくしている一連の爆弾による攻撃を非難し、

悪化しつつある人道状況および特使の六項目案の第三項に反して戦闘により影響を受けたあらゆる地区に対する人道支援の時宜を得た提供を確保しないことを憂慮し、援助を必要としている全ての住民、とりわけ強制的排除を必要としている一般住民に対し人道支援要員の即時の、完全且つ支障のないアクセスを認めるというシリアの当事者に対する安保理の求めをくり返し表明し、またシリアにおける全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道援助の提供を促進するため国際連合および関連する人道援助機構と十分に協力することを求め、

政府運営施設のネットワークにおける数千のシリア人の継続的拘禁を非難した六項目提案の第4および6項に反して集会の自由がないことを憂慮し、そして恣意的に拘留した人々の解放の歩調と規模を強める緊急性を想起した、政治的移行に必要な条件の部分として、平和的にデモすることとジャーナリストの同国全土の移動の自由を含む、集会の自由を享受するシリア人の必要性をくり返し表明し、

2012年7月6日付けの国際連合シリア監視団（UNSMIS）~~UNSMIS~~に関する事務総長報告書を審議し、危険且つ不安定な状況における UNSMIS の継続的取組についてその要員を賞賛し、また当事者が六項目案を履行しないことおよび暴力のレベル、監視のための接近の制限並びに直接的に標的にすること故に、ミッションの作戦上の活動が実行不可能となったことについて憂慮し、そしてミッションの組織と活動の中心における変更が審議されるべきであるとする事務総長の勧告を支持し、

政治的解決に関する急速な進展が、シリア国内における情勢を平和的に解決する最善の機会を意味していることを強調し、この観点から、特使の6月30日行動グループ会合の最終コミュニケを歓迎し、また、安全且つ平穏な環境へ向けての進展が、信頼できる移行を可能にする鍵であることに留意し、

シリアの野党全てと取り組むアラブ連盟の努力の一環として、2012年7月3日にカイロでアラブ連盟の後援の下、開催されたシリア野党会議を歓迎し、また、野党間のさらに強い結束を奨励し、

安保理が必要な支援を提供した安保理決定の遵守を確保するためあらゆる関係者に持続的、統一されたまた効果的な圧力を確保することそして行動グループにより予想された政治的解決の成功のための条件を作り出すという事務総長の2012年7月6日の呼びかけに留意し、

シリアにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 暴力の激化および決議 2042（2012）に添付された特使の六項目案の履行に当事者、とりわけシリア当局が失敗したこと、したがって意味ある政治的対話を認めるであろう政治的な空間の創設を可能にしなかったことについて深刻な懸念を表明し、また全ての当事者に対し、あらゆる形態の暴力の持続的な停止と六項目案の履行に対して直ちにまた他者の行動を待つことなく再び約束することを求める。

2. 6月30日行動グループ最終コミュニケとその基本的な指針および原則（添付資料）を支持する。

#### **移行を可能とするもの：特使の六項目案の即時履行**

3. あらゆる暴力と人権侵害の即時終了をもたらす、人道的アクセスを保証し、且つ国民がその帰属、種族性若しくは信念に関わりなく平等である、シリア当局とあらゆる種類のシリアの反政府勢力との包括的な政治対話を始めることを通してを含む、民主的、多元的な政治制度を導く、添付文書に概説されたようなシリア人主導の政治的移行を促進することを目的とした、決議 2042（2012）に添付された特使の六項目提案の全ての要素の緊急の、包括的かつ即時の履行を要求する。

4. シリア当局が暫定的合意において行うことに合意したようにまた決議 2042(2012)と 2043(2012)で明記されたように、(a)人口密集地に向けた部隊の移動を止め、(b)そのような密集地でのあらゆる重火器の使用を止め、(c)人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を完了するという、また暴力の持続的停止を促進するために、その部隊と重火器を人口密集地からその兵舎または一時的に展開している場所まで引き上げるというその約束を全体で目に見える形でまた検証可能な形で、シリア当局は実行するものとするを決定する。

5. 反政府勢力を含む、シリアにおける全ての当事者が、あらゆる形態における武力を使った全ての暴力を直ちに止め、それにより暴力の持続的停止とシリア人主導の政治的移行に資する雰囲気を作り出すことを要求する。

6. 進行している暴力の結果として、難民および国内避難民の数の増加に深刻な懸念を表明し、また、暴力の結果としてシリアの国境を越えて逃げる人々に対して、シリアと国境を接する国々より行われた重要な努力について安保理の感謝の念をくり返し表明し、また、UNHCR に対し、これらの避難民を受け入れている加盟国により要請されている支援を提供することを要請する。

## 移行

7. 合同特使事務所と協働する全てのシリアの当事者に対し、安定し且つ平穏な雰囲気の中で、全員の安全を確保するような方法で、最終コミュニケに示された移行計画を速やかに履行することを要求する。

## 説明責任

8. 暴力行為を含む、人権侵害に責任を有するあらゆる者が、責任を問われなければならないことを想起する。

9. シリア政府が、シリア・アラブ共和国に関する国連独立国際調査委員会およびその代理として活動している個人に対する、即時の入国およびシリアのあらゆる地区に対するアクセスを提供するものとするを決定し、シリア当局が、調査委員会の職務権限の遂行において、同委員会と完全に協力するものとするを決定する。

## UNSMIS

10. 国際連合シリア監視団 (UNSMIS) の職務権限を、当事者とのまた当事者間の対話に対する支援を増加するため、また六項目案全体の政治的軌跡と権利の問題に対する注意を高めるため、45 日の期間の間、更新することを決定する。

11. 事務総長に対し、政治的対話の促進を通して六項目案に関する措置を前に進めるためにまた検証

と事実調査任務を実施するために必要な、最低限の軍事監視団の能力と必要な文民部隊を維持することを要請する。

12. UNSMIS に対するあらゆる攻撃を非難し、UN 要員に対する攻撃の実行者は責任を問われなければならないことを再確認し、当事者が、UNSMIS 要員の移動の自由とアクセスを害することなく、その安全を保証することを要求し、またこれに関連した主要な責任はシリア当局にあることを強調する。

13. シリア当局に対し、以下のことにより、UNSMIS の効果的な活動を確保することを要求する。すなわち、その職務権限を遂行するのに求められるその要員と能力の迅速且つ妨害のない展開を促進すること、また、その職務権限を遂行するために必要な使節団の完全な、支障のない且つ速やかな移動の自由およびアクセスを確保すること、これに関連して、シリア当局と国際連合が UNSMIS のための適切な航空輸送資産に関して迅速に合意する必要性を強調し、そしてまた、その障害のないコミュニケーションを許可すること、および UNSMIS と交流したことの結果としていずれかの者に対する報復なしに、シリア全土の個人と自由且つ非公開で意思を疎通することを許すこと。

## 遵守

14. シリア当局が、10 日以内に上記第 4 項を十分に遵守しなかった場合には、その時には、国連憲章第 41 条の下での措置を速やかに課すものとすることを決定する。

## 報告およびフォローアップ

15. 事務総長に対し、本決議の採択から 10 日以内にそしてその後は 15 日毎に、シリアにおけるあらゆる当事者による本決議の履行について安保理に報告することを要請する。

16. 本決議の履行を評価しまた適切な場合には更なる措置を考慮する安保理の意図を表明する。

17. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

## 添付文書

### シリア行動グループの最終コミュニケ

1. 2012 年 6 月 30 日に、国際連合とアラブ連盟の事務総長、中国、フランス、ロシア連邦、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、トルコ、イラク（アラブ連盟サミットの長）、クウェート（アラブ連盟外相会議の長）およびカタール（アラブ連盟のシリアに関するアラブフォローアップ委員会の長）の外務大臣並びにヨーロッパ連合外務・安全保障政策上級代表は、国際連合とアラブ連盟のシリア合同特使により主宰されたシリア行動グループとして、ジュネーブの国際連合事務所で会合した。

2. 行動グループの構成員は、シリア・アラブ共和国における状況について極めて重要な警告を一緒となって公表した。彼らは、継続し且つ拡大している殺害、破壊および人権侵害を強く非難する。彼らは、

文民保護の失敗、暴力の激化、同国におけるより深まる紛争の可能性および紛争の地域的次元について深く懸念している。受け入れがたい危機の本質と規模は、共通の立場と国際的な合同活動を要求している。

3. 行動グループの構成員は、シリア・アラブ共和国の主権、独立、国民的統一および領土保全に対して言質を与える。彼らは、暴力および人権侵害に終わりをもたらすため緊急且つ集中的に活動すること、そしてシリア国民の合法的憧れに合致した自ら自身の将来を自由にまた民主的に決定することを可能にする移行を導き出すシリア人主導の政治過程の開始を促進することを決意する。

4. これら共通の目標を保証するため、行動グループの構成員は、(a) そのあらゆる形態における暴力の即時停止を含む、六項目案および安全保障理事会決議 2042 (2012) と 2043 (2012) の完全な履行を確実にする当事者による手段や措置を特定し、(b) シリア国民の合法的な憧れに叶う政治的移行のための原則および指針に合意し、そして(c) シリア人主導の政治過程を促進する合同特使の取組を支援することにおける目的を履行するためにとる行動に合意した。彼らは、このことが現場での進展を奨励しまた支援することができそしてシリア人主導の移行を促進し且つ支援することの助けとなることを確信している。

#### **そのあらゆる形態における暴力の即時停止を含む、六項目案および安全保障理事会決議 2042 (2012) と 2043 (2012) の完全な履行を確実にする当事者により特定された手段や措置**

5. 当事者は、六項目案および安全保障理事会決議 2042 (2012) と 2043 (2012) を完全に履行しなければならない。そのために以下のことを行う。

(a) あらゆる当事者は、そのあらゆる形態における暴力の持続的停止と六項目案の速やかな且つ他の行動を待つこと無しに履行に、再び言質を与えなければならない。政府および反政府武装勢力は、国際連合シリア監視団 (UNSMIS) の職務権限に従って案の履行を助長する目的で、同監視団と、協力しなければならない。

(b) 武力を用いた暴力は、以下のことを含む、六項目案の他の項目を履行するため、シリア・アラブ共和国政府による速やかな、信頼のおけるまた目に見える形での行為で、維持されなければならない。

(i) 特に脆弱な範疇の人々を含む、恣意的に拘留された人々および平和的な政治活動に関与した人々を解放する歩調と規模の強化；そのような人々が拘留されている全ての場所の一覧表の、遅滞なくまた適切な経路を通した、提供；そのような場所へのアクセスの速やかな計画；そして、そのような人々に関する情報、アクセス若しくは解放を求める全ての書面による請求への迅速な対応の、適切な経路を通した、提供。

(ii) ジャーナリストの同国全土の移動の自由と彼らに対する差別のない査証政策を確保すること。

(iii) 法的に保証されたような集会の自由および平和的にデモする権利を尊重すること。

(c) あらゆる状況において、全ての当事者は、UNSMIS の安全に対し十分な尊重を示さなければならない。またあらゆる点において監視団と十分に協力しまた手助けしなければならない。

(d) あらゆる状況において、政府は、戦闘により影響を受けた全ての地区に対する人道支援組織の速やかなまた十分な人道的アクセスを認めなければならない。政府と全ての当事者は、負傷者の避難を可能にしなければならない。また去ることを望む全ての文民がそのようにできるようにしなければならない。

全ての当事者は、文民の保護に関するものを含む、国際法の下でのその義務に十分に従わなければならない。

## シリア人主導の移行のための合意された原則と指針

6. 行動グループの構成員は、以下に定めるシリア人主導の移行のための原則と指針に合意した。

7. 何らかの政府的解決が、以下の内容の移行で、シリア・アラブ共和国国民に提出されなければならない。

- (a) シリア・アラブ共和国の全ての者により共有されることができる将来のための展望を提案する。
- (b) その展望の実現に向けたしっかりした予定表に従った明確な段階を設定する。
- (c) 全ての者にとって安全で安定したまた平穏な風潮の中で履行されることができる。
- (d) 更なる流血の惨事や暴力が無くまたそのことを信頼できて、速やかに到達される。

8. **将来に対する展望。**シリア・アラブ共和国の国民の憧れは、広範なシリア人と協議したことにより明確に表明されてきた。以下に示す国に対する圧倒的な願いがある。

(a) 選挙で公平かつ平等に競う既存のまた新しく生まれ出た政治関係者に対する場を与えつつ、民主的且つ多党的に偽りのない状態である。このことはまた選挙の最初の投票を越えて、多数政党の民主主義が永続するものでなければならないことに対する約束を意味している。

(b) 人権の国際基準、司法の独立、政府におけるそれらの説明責任および法の支配を遵守する。そのような責務を単に宣言するだけでは十分でない。これらの責務が当局にいる者によって守られることを確保するための国民が利用可能な制度がなければならない。

(c) 全ての者にとって平等な機会と可能性を提案する。種族、宗教、言語または何らかの他の理由に基づく闊若しくは差別の余地はない。数の上で小さなコミュニティは、その権利が尊重されることを保証されなければならない。

9. **移行における明確な段階。**シリア・アラブ共和国における紛争は、同国における全ての者のために共通の未来に向けた平和的方法があることに全ての側が確約した場合にのみ終了する。それ故、なんらかの解決が固定された時間枠に従って移行における明確且つ取り消しできない段階をもたらすことが不可欠である。何らかの移行における主要な段階は、次のものを含む。

(a) 完全な行政権限を行使する暫定統治機関とともに、移行が生じることができる中立的な環境を設定できる暫定統治機関の設置。それは、現在の政府および反政府勢力並びに他の集団の構成員を含みまた相互の合意に基づいて形成されるものとする。

(b) それは、シリア国民にとって同国の未来を決定するものである。シリア・アラブ共和国における全ての集団および社会の階層は、国民対話過程に参加できるものとされなければならない。その過程は、包括的ばかりでなく意味あるものでなければならない。換言すれば、その主要な成果は履行されなければならない。

(c) その基礎に基づき、憲政秩序と法制度の再検討が行われる。憲法草案の結果は、国民の承認を条件とする。

(d) 新しい憲政秩序の設定に基づき、新しい制度および設立された役所のための自由且つ公正な多数

政党の選挙を準備しそして実施する必要がある。

(e) 女性は、移行のあらゆる面で十分に代表されなければならない。

10. **安全、安定および平穩。** 何らかの移行は、変化に関与する。しかしながら、安定と平穩な雰囲気における全ての者の安全を確保する方法で移行が実施されることができていることを確保することが必要不可欠である。このことは、次のことを要求する。

(a) 十分な平穩と安定の強化。全ての当事者は、暴力の恒久的な停止を確保するため暫定統治機関と協力しなければならない。このことは、撤退の完了と武装集団の武装解除、動員解除および社会復帰の問題に対処することを含む。

(b) 脆弱な集団が保護されることおよび速やかな行動が、必要とされる地区における人道問題に対処するために講じられることを確保するための効果的な措置。それは、拘留された者の解放が速やかに完了されることを確保することも必要である。

(c) 統治制度と適任の職員の継続性。公共サービスが維持されまたは回復されなければならない。このことは、軍隊およびセキュリティサービスを含む。しかしながら、情報機関を含む、全ての政府機関は、人権および専門的基準に従って遂行しなければならずまた暫定行政機関の統制の下で、国民に信頼を抱かせる指導力の下で作用しなければならない。

(d) 説明責任および国民和解への責務。現在の紛争中に行われた行為に対する説明責任は対処されなければならない。現在の紛争の犠牲者に対する補償または社会復帰を含む、移行期司法への包括的パッケージ、国民和解に向けた措置および寛大さがある必要性もある。

11. **信頼における政治的合意に達するための迅速な措置。** 政治的合意に達することがシリア・アラブ共和国の国民のためであるが、時間は迫っている。次のことは明白である。

(a) シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全は尊重されなければならない。

(b) 紛争は、平和的対話と交渉だけを通して解決されなければならない。政治的解決に資する条件は、今や成立されなければならない。

(c) 流血の惨事を終わらせなければならない。全ての当事者は、六項目提案に対し信頼に値する言質を与えなければならない。このことはそのあらゆる形態による武力を用いた暴力の停止と六項目案の第2項から6項を履行する速やかな、信頼におけるまた目に見える形での行動を含まなければならない。

(d) 全ての当事者は、合同特使と偽りのない状態で、今や連動しなければならない。当事者は、国民の合法的憧れに合致するシリア人主導の解決に向けて迅速に活動するため効果的な対話者になる準備をしなければならない。過程は、シリア社会のあらゆる階層の見解が、移行のための政治的解決の考案において聴取されることを確保するため完全に包括的でなければならない。

(e) 行動グループの構成員を含む、組織化された国際社会は、当事者により到達された合意の履行のための十分な支援を申し出る用意がある。このことは、要請があった場合には、国際連合の職務権限の下での国際支援のための現地関与を含むことができる。重要な基金が、再建と再定住を支援するために利用可能である。

## 合意された行動

12. グループの構成員が、シリア人主導の政治過程を促進する合同特使の取組を支援するために、上記

を履行するために取ることに合意した行動は、以下の通りである。

(a) 行動グループの構成員は、適切な場合には、関与した上記第5項に概説された手段や措置を講じる、シリア・アラブ共和国内の当事者に合同のそして持続的な圧力を加える。

(b) 行動グループの構成員は、紛争のどのような更なる軍事化に反対する。

(c) 行動グループの構成員は、合同特使によりそのようにすることを要請された場合には、六項目提案および本コミュニケに基づいて活動する、効果的な権限を付与された対話者の任命の重要性をシリア・アラブ共和国政府に対して強調する。

(d) 行動グループの構成員は、反政府勢力に対し、団結を増しまた六項目提案および本コミュニケに基づいて活動する効果的な代表権を持つ対話者を確保する立場にあることを促す。

(e) 行動グループの構成員は、合同特使および彼のチームが政府や反政府勢力と速やかに関与した時には彼らに対し十分な支援を与え、また前に進む方法を更に策定するために、シリア人社会並びに他の国際的關係者と広く協議する。

(f) 行動グループの構成員は、本コミュニケにおいて合意されたあらゆる点について講じられた具体的な進展について再検討することが、また危機に対処するため行動グループからどのような更なるまた追加的な措置や行動が必要とされるかを決定することが必要であると合同特使がみなしたならば、合同特使による行動グループの会合の更なる開始を歓迎する。合同特使は、国際連合およびアラブ連盟に通知も続けるものとする。